## 北上市市税規則の一部を改正する規則

北上市市税規則(平成3年北上市規則第51号)の一部を次のように改正する。

(電子申告等)

第3条の2 市長は、法又は条例の規定により、納税者又は特別徴収義務者が市長に対して行う申告(条例第25条の申告を除く。)、申請、請求その他書類の提出(以下この条において「申告等」という。)のうち必要と認めるものについて、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 「略]

(市民税に関する文書の様式)

第25条 [略]

(固定資産税に関する文書の様式)

第26条 「略]

(国民健康保険税の減免)

第33条 条例第161条第1項第2号及び第3号に規定する国民 健康保険税の減免は、別表に定めるとおりとする。

別表(第33条関係)

(電子申告等)

第3条の2 市長は、法又は条例の規定により、納税者又は特別徴収義務者が市長に対して行う申告(条例第25条の申告を除く。)、申請、請求その他書類の提出(以下この条において「申告等」という。)のうち必要と認めるものについて、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 「略]

(市民税に関する文書の様式)

第25条 [略]

(市民税の減免)

第25条の2 条例第44条第1項第1号から第3号までに規定する市民税の減免は、別表第1に定めるとおりとする。

(固定資産税に関する文書の様式)

第26条 「略]

(国民健康保険税の減免)

第33条 条例第161条第1項第2号及び第3号に規定する国民 健康保険税の減免は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。

別表第2 (第33条関係)

区分	要件	前年中の	減	免割合		減免対	区分	要	件	前年中の	減	免割合	ì	減免対
		世帯の総	所得割	被保	世帯	象期間				世帯の総	所得割	被保	世帯	象期間
		所得金額	額	険者	別平					所得金額	額	険者	別平	
				均等	等割							均等	等割	
				割額	額							割額	額	
[1	略]						[]	略]						
条例	[略]						条例	[略]						
第	納税義務 [略]						第	納税義務	[略]					
1 6 1	者等の疾						1 6 1	者等の疾						
条第	病、事業						条第	病、事業						
1 項	不振、廃						1 項	不振、廃						
第 3	業等の事						第 3	業等の事						
号に	由により						号に	由により						
掲げ	、その世						掲げ	、その世						
る者	帯の当該						る者	帯の当該						
	年の所得 <u>(</u>							年の所得						
	雇用保険							の見込額						
	給付費等							が、前年						
	を含む。)							中の総所						
	の見込額							得金額に						
	が、前年							比して減						
	中の総所							少し、保						
	得金額に							険税の納						

比して減		付が困難				
少し、保		と認めら				
険税の納		れる場合				
付が困難						
と認めら						
れる場合						
[略]		[略]				
納税義務者等が一時	100パ 50パ 50パ 当該年	納税義務	当該年の	500万円	課税額の50パーセ	当該年
的な疾病等により出	<u>ーセン ーセ</u> <u>ーセ</u> 度の税	者等が一	所得の見	<u>以下</u>	ント	度の税
費が多額となる場合	<u>ト</u> ント	時的な疾	込額に対	500万円	課税額の25パーセ	額のう
で、保険税の納付が	ち、申	病等によ	する医療	を超え	ント	ち、申
著しく困難と認めら	請日現	り出費が	費の割合	750万円		請日現
れる場合	在にお	多額とな	が30パー	<u>以下</u>		在にお
	いて納	る場合で	セント以	750万円	課税額の12.5パー	いて納
	期限が	、保険税	上50パー	を超え	セント	期限が
	未到来	の納付が	セント未	1,000万		未到来
	のもの	著しく困	満の場合	円以下		のもの
		難と認め	当該年の	500万円	課税額の100パー	
		られる場	所得の見	<u>以下</u>	セント	
		<u></u> <u> </u>	込額に対	500万円	課税額の50パーセ	
			する医療	を超え	ント	
			費の割合	750万円		

[略]			

備考 1~6 [略]

7 <u>損害金額は</u>、保険金<u>、損害保険金</u>、損害賠償金等 により補てんされるべき金額を除くものとする。

	が50パー	以下		
	セント以	750万円	課税額の25パーセ	
	上の場合	を超え	ント	
		1,000万		
		円以下		
[略]	•	•		

備考 1~6 [略]

- 7 <u>「損害金額」とは、災害により受けた損害の金額から</u>、保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除いたものをいう。
- 8 「疾病、事業不振、廃業等の事由」とは、定年等 の規定による退職、自己都合退職(疾病による治療 及び療養のための退職を除く。)及び自己に帰責事 由のある解雇を除いたものをいう。
- 9 「当該年の所得の見込額」とは、減免を申請しよ うとする年の世帯の総所得金額の見込額に、遺族年 金、障害者年金、雇用保険給付金、親族等からの援 助金その他の世帯の総所得金額に含まれない収入及 び預貯金を加えたものをいう。この場合において、 前年中の世帯の総所得金額に当該収入(預貯金を除 く。)を合算したものと比較することにより、所得 の減少割合を算定するものとする。
- 10 「医療費」とは、自己又は自己と生計を一にする

	親族に係る医療に要した費用から、保険金、損害賠
	償金等により補てんされるべき金額を除いたものを
	<u>いう。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則の次に、次の1表を加える。

別表第1 (第25条の2関係)

区分	要件		前年中の	減免割合	減免対象
			合計所得金額		期間
条例	生活保護法(昭和25	5年法律第		100パー	当該年度
第44	144号) の規定によ	る保護を受		セント	の税額の
条第	ける者				うち、申
1項					請日現在
第 1					において
号に					納期限が
掲げ					未到来の
る者					もの
条例	(1) 震災、風水害	当該損害金	500万円以下	50パーセ	当該年度
第44	、火災その他これ	額が住宅又		ント	の税額の
条第	らに類する災害に	は家財の価	500万円を超え	25パーセ	うち、申
1項	より、納税義務者	格の30パー	750万円以下	ント	請日現在
第 2	等の所有する住宅	セント以上	750万円を超え	12.5パー	において
号に	又は家財について	50パーセン	1,000万円以下	セント	納期限が
掲げ	損害が生じ、個人	ト未満の場			未到来の
る者	の市民税の納付が	合			もの
	困難と認められる	当該損害金	500万円以下	100パー	
	場合	額が住宅又		セント	
		は家財の価	500万円を超え	50パーセ	
		格の50パー	750万円以下	ント	
		セント以上	750万円を超え	25パーセ	
		の場合	1,000万円以下	ント	
	(0) 外投关效力。	ルギがいす		70 v° 1-	
	(2) 納税義務者の	当該減少割	300万円以下	70パーセント	
	疾病、事業不振、	合が50パー	2007円分切為	,	
	廃業等の事由によ	セント以上	300万円を超え	60パーセ	
	り、当該年の所得	70パーセン	400万円以下	ント	
	の見込額が、前年	ト未満の場	400万円を超え	50パーセ	
	中の合計所得金額	合业技术中	5 5 0万円以下	ント	
	に比して減少し、	当該減少割	300万円以下	90パーセ	
	個人の市民税の納	合が70パー		ント	
1	付が困難と認めら	セント以上	300万円を超え	80パーセ	

	れる場合	90パーセン	400万円以下	ント	
		ト未満の場	400万円を超え	70パーセ	
		合	400万円を超え   550万円以下	ント	
			550万円を超え	50パーセ	
			750万円以下	ント	
			750万円を超え	30パーセ	
		\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1,000万円以下	ント	
		当該減少割	300万円以下	100パー	
		合が90パー		セント	
		セント以上	300万円を超え	90パーセ	
		の場合	400万円以下	ント	
			400万円を超え	80パーセ	
			550万円以下	ント	
			550万円を超え	70パーセ	
			750万円以下	ント	
			750万円を超え	60パーセ	
			1,000万円以下	ント	
	(3) 納税義務者が	当該年の所	500万円以下	50パーセ	
	一時的な疾病等に	得の見込額		ント	
	より出費が多額と	に対する医	500万円を超え	25パーセ	
	なる場合で、個人	療費の割合	750万円以下	ント	
	の市民税の納付が	が30パーセ	750万円を超え	12.5パー	
	著しく困難と認め	ント以上50	1,000万円以下	セント	
	られる場合	パーセント			
		未満の場合			
		当該年の所	500万円以下	100パー	
		得の見込額		セント	
		に対する医	500万円を超え	50パーセ	
		療費の割合	750万円以下	ント	
		が50パーセ	750万円を超え	25パーセ	
		ント以上の	1,000万円以下	ント	
		場合			
条例	所得税法(昭和40	当該減少割	300万円以下	70パーセ	
第44	年法律第33号)第	合が50パー		ント	
条第	2条第1項第32号	セント以上	300万円を超え	60パーセ	

1項	イ、ロ又はハに規	70パーセン	400万円以下	ント
第 3	定する学生及び生	ト未満の場	400万円を超え	50パーセ
号に	徒が前年において	合	550万円以下	ント
掲げ	事業所得、給与所	当該減少割	300万円以下	90パーセ
る者	得、退職所得又は	合が70パー		ント
	雑所得がある場合	セント以上	300万円を超え	80パーセ
	において、当該年	90パーセン	400万円以下	ント
	の所得の見込額が	ト未満の場	400万円を超え	70パーセ
	皆無又はこれに準	合	550万円以下	ント
	ずる状態に減少し		550万円を超え	50パーセ
	たため、個人の市		750万円以下	ント
	民税の納付が著し		750万円を超え	30パーセ
	く困難な場合		1,000万円以下	ント
		当該減少割	300万円以下	100パー
		合が90パー		セント
		セント以上	300万円を超え	90パーセ
		の場合	400万円以下	ント
			400万円を超え	80パーセ
			550万円以下	ント
			550万円を超え	70パーセ
			750万円以下	ント
			750万円を超え	60パーセ
			1,000万円以下	ント

備考 1 「合計所得金額」とは、納税義務者に係る法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る課税所得等の金額又は法附則35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額又は法附則35条の4第4項に規定する先物取引に係る維所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。)をいう。ただし、条例第44条第1項第2号に掲げる者の区分のうち第2号又は第3号に該当する場合の合計所得金額の算定にあっては、

納税義務者及び賦課期日に納税義務者と生計を一にする親族の合計所得金額を合算した金額によるものとする。

- 2 「納税義務者等」とは、納税義務者又は法第292条第1項第7号に規定 する同一生計配偶者若しくは同項第9号に規定する扶養親族をいう。
- 3 「損害金額」とは、災害により受けた損害の金額から、保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除いたものをいう。
- 4 「疾病、事業不振、廃業等の事由」とは、定年等の規定による退職、自 己都合退職(疾病による治療及び療養のための退職を除く。)及び自己に 帰責事由のある解雇を除いたものをいう。
- 5 「当該年の所得の見込額」とは、減免を申請しようとする年の合計所得金額の見込額に、遺族年金、障害者年金、雇用保険給付金、親族等からの援助金その他の合計所得金額に含まれない収入及び預貯金を加えたものをいう。この場合において、前年中の合計所得金額に当該収入(預貯金を除く。)を合算したものと比較することにより、所得の減少割合を算定するものとする。
- 6 「医療費」とは、自己又は自己と生計を一にする親族に係る医療に要した費用から、保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除いたものをいう。

様式第65号及び様式第85号を次のように改める。

年 月 日

申請者

住(居)所

(所在地)

氏 名

(名 称)

様

北上市長

印

市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった市県民税の特別徴収税額の納期の特例については、承認(次の理由により却下)するので、地方税法施行令第48条の9の10第4項により通知します。

		特別徴収義務者指定番号	
承認する期別	年	月分以降に係る市県民税	の特別徴収税額
却下の理由			
摘    要			

- 備考 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
  - 2 この通知書による処分の取消しの訴えは、備考1の審査請求に対する裁決 の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟 において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。 なお、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た 後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは 、当該裁決を経ないで当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため 緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 国民健康保険税納税通知書

年 月 日

様

年度分の国民健康保険税を賦課 しましたので納期限までに納めてください。

北上市長

囙

通知書番号

## 年度 国民健康保険税の算定明細 通知書番号 医療分 支援金分 介護分 税率 税額 税率 税額 税率 税額 区分 課税標準額 課税標準額 課税標準額 所得割 均等割 平等割 合計 (A) 軽減額 軽減区分 軽減区分 軽減区分 均等割額 均等割額 均等割額 平等割額 平等割額 平等割額 軽減額計 (B) 軽減額計 (B) 軽減額計 (B) 課税限度額 (税率) (税率) (税率) 限度超過額 (C) 増減調整割 (D) 条例減免額(E) 減免額 (F) 年税額 (一般·退職合計) 1 2 3 (A - B - C + D - E - F)特別徴収義務者 年税額 特別徴収対象年金 (1 + 2 + 3)

## 年度 国民健康保険税個人明細書

								通	知書	書番	号		
被保険者氏名 上段: 医療				支援的	金分有	資格人	對数、	下段:	介護	分有資	肾格月	数	所得割
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	71 待刮

_				
		期別	納付額	納期限
	普			
	通			
	徴			
	収			
		月別	徴収額	
	特	4月		
	別	6月		
	徴	8月		
	収	10月		
		12月		
		2 月		

- 備考 1 この通知書に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
  - 2 この通知書による処分の取消しを求める訴えは、備考1の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6か月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。なお、 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに 該当するときは、当該裁決を経ないで当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。